

○後志広域連合介護保険料減免取扱要綱

〔平成22年9月1日〕
要綱第9号

改正 平成24年12月3日要綱第7号

改正 平成30年8月1日要綱第5号

改正 令和8年4月1日要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、後志広域連合介護保険条例(平成21年条例第2号。以下「条例」という。)第11条に規定する介護保険料(以下「保険料」という。)の減免に関し、条例施行規則(平成21年規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合計所得金額 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額
- (2) 世帯総所得金額 当該年度の保険料の算定の基礎となった第1号被保険者の属する世帯の世帯員全員の合計所得金額の合算額をいう。ただし、公的年金等収入に係る雑所得の金額は、課税・非課税にかかわらず、公的年金等の収入金額(公的年金等控除前の金額)として算定する。
- (3) 基準所得金額 介護保険法施行規則(平成11年省令第36号)第143条に規定する基準所得金額

(減免決定の原則)

第3条 広域連合長は、介護保険事業の運営に要する費用として、すべての被保険者が応分に負担することとされている保険料について、被保険者の負担能力が著しく低下した等の事由によって保険料の納付が困難となり、納期限の延長、徴収猶予等の措置によっても、なお、その納付が困難であると認める納付義務者に対して、保険料の減免の可否を決定するものとする。

- 2 広域連合長は、減免の可否を決定するときは、減免申請の内容及び実態(納付能力、生活能力、資産及び被害状況等)を調査及び把握した上で、適正に取り扱わなければならない。

(申請書に添付する書類)

第4条 減免の申請をしようとする者は、介護保険料減免・徴収猶予申請書(規則別記様式第42号)に次に掲げる書類のうち広域連合長が指定する書類を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 収入申告書(別記様式第1号)

- (2) 資産申告書（別記様式第2号）
- (3) 収入及び資産の調査に関する同意書（別記様式第3号）
- (4) 罹災証明書
- (5) その他広域連合長が特に指定する書類
（減免の基準及び割合）

第5条 保険料の減免の基準及び減免割合は、後志広域連合介護保険料減免取扱基準（別表。以下「減免取扱基準」という。）に定めるところによる。

- 2 広域連合長は、前項の減免の基準に準じる特別な事由があると認めるときは、当該準じるべき減免の基準により減免額を算定するものとする。
- 3 第1項の減免取扱基準による減免の対象となる保険料は、減免の基準となる事由が発生した日の属する年度における賦課額に、当該事由の発生した日の属する月から賦課年度末までの月数の割合を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）とする。
- 4 減免の判定をする場合において、減免事由が競争するときは、申請者に有利な基準を適用するものとする。
- 5 減免額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
- 6 保険料の減免は、申請日以後に到来する保険料から、順次減額できる範囲内で減額することにより行う。ただし、申請日以後に到来する保険料から減額できない額がある場合は、その額を申請日前の納期に係る保険料から減額する。
（適用除外）

第6条 保険料を納付する第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、減免の対象としない。

- (1) 蓄積された資産、退職金、保険金、補償金、仕送り等により当面の生活に支障がない者
- (2) 生活困窮の状態が近い将来に回復する見込みのある者
- (3) 保険料を納付することについて、誠意が認められない者
（申請の却下）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、減免の申請を却下することができる。

- (1) 減免取扱基準に定める減免の基準に該当しないとき。
- (2) 広域連合長が指定する書類を提出しないとき。
- (3) 虚偽の申請をしたとき。
- (4) 申請のあった日から過去2年の間に第9条第1号又は第2号の規定に基づく減免の取消しがあったとき。
（収入見込所得額等の算定方法）

第8条 収入金額が確定しているもの及び推計できるもの（賃金、年金、保険金、定額の仕送り金、退職一時金等の一時的収入、その他収入額が確定又は推定できるものをいう。）は、その額を収入金額として所得金額を算定する。

- 2 収入金額が未確定のものについては、申請した日の属する月の前3月の平均月収に12

を乗じて得た額を収入金額として所得金額を推計し、算定する。

3 事業による収入は、収入金額から必要経費相当額を控除して得た額とする。この場合において、必要経費相当額の算定が困難なときは、前年の収入金額に占める必要経費相当額の割合を当該年の収入金額に乗じて得た額を必要経費相当額とみなし算定する。

4 雇用保険法による失業給付金又は遺族年金、障害年金、母子年金及び労災保険金等非課税所得とされている所得は、収入金額とみなし所得金額を算定する。

(減免の取消し)

第9条 広域連合長は、減免の措置を受けた納付義務者が次の各号のいずれかに該当したときは、その措置を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 不正の行為によって減免措置を受けたとき。

(3) 減免の理由が消滅し、条例第11条第3項による申告をしなかったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行し、平成22年度以降の保険料の減免について適用する。

附 則 (平成24年要綱第7号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年要綱第5号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年要綱第4号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第5条第1項関係）

後志広域連合介護保険料減免取扱基準

対象範囲	減免の基準	減免割合		
条例第10条第1項第1号に該当する者	第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る住宅、家財又はその他の財産につき災害により受けた損害金額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）がその住宅又は家財の価格の10分の2以上である者で世帯構成員の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるもの	損害の程度 合計所得金額	減免の割合	
			10分の2以上 10分の5未満	10分の5以上
		基準所得金額未満であるとき	2分の1	10分の10
		基準所得金額以上であるとき	4分の1	2分の1
条例第10条第1項第2号に該当する者	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡したとき	10分の10		
	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により障害者（地方税法第23条第1項第9号又は第292条第1項第9号に規程する障害者をいう。）となったとき	10分の9		
	前年合計所得金額が1,000万円以下で当該年の見込み総所得金額（第8条の年間収入見込所得額）が前年合計所得金額より減少する世帯で、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したとき又は障害者となったとき若しくは6箇月以上継続する入院により、生活が著しく困難であるとき又はこれに準ずると認められるとき	前年合計所得金額に対する当該年の見込世帯総所得金額		減免の割合
		10分の2以下であるとき		10分の10
10分の2を超え10分の3以下であるとき		10分の8		
10分の3を超え10分の4以下であるとき		10分の6		
条例第10条第1項第3号に該当する者	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が事業又は勤務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少し、生活が著しく困難であるとき又はこれに準ずると認められるとき	10分の4を超え10分の5以下であるとき		10分の4
		10分の5を超え10分の6以下であるとき		10分の2
		条例第10条第1項第4号に該当する者	干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物等の被害にあつては、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した額）が平年における当該農作物等による収入額の合計額の10分の3以上であるもので、前年中の合計所得金額が1,000万円以下である者（当該合計所得のうち、農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）	合計所得金額
基準所得金額未満であるとき	災害を受けた日以降の納期に係る当該世帯の保険料額に前年中における合計所得金額に占める農業（漁業）所得金額の割合を乗じて得た額			10分の10
基準所得金額以上であるとき				10分の8

条例第10条第1項第5号に該当する者	介護保険法（平成9年法律第123号）第144条に規定する地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の地方税の滞納処分の例により処分する地方税法第15条の7第1項により広域連合長が行う保険料の滞納処分の執行停止の処分を受け、次の(1)～(4)のすべてに該当するもの。ただし、同法第15条の8第1項の規定により、この処分を取り消された場合を除く。 (1)保険料の所得段階が第1段階（生活保護受給者を除く。）、第2段階又は第3段階であること。 (2)収入見込総額が、単身世帯で80万円、世帯員1人増すごとに40万円を加算した額以下であること。 (3)住民税が課税されているものと生計を共にしていないこと及び住民税が課税されているものに扶養されていないこと。 (4)活用できる資産を有しないこと。	2分の1
---------------------------	--	-------------

別記様式第1号（第4条関係）

収入申告書

年 月 日

後志広域連合長 様

住所 _____

氏名 _____

私の世帯の 年分の収入額等は、下記のとおり相違ありません。

1 給与収入（有・無）

給与収入者 (給与を受け取った者)	申請者との 続柄	給与支払者 (勤務先等)	収 入 額	区 分
				確定・推計・見込
				確定・推計・見込
				確定・推計・見込
				確定・推計・見込

※給与支払者ごとにすべて記載してください。

2 年金等の収入（有・無）

年金等受給者 (年金等を受け取った者)	申請者との 続柄	受給している年 金等の種類	収 入 額	区 分
				確定・推計・見込
				確定・推計・見込
				確定・推計・見込
				確定・推計・見込

※国民年金、厚生年金、遺族年金、障害者年金、恩給、雇用保険等の種類ごとにすべて記載してください。

3 事業等による収入（有・無）

収入を得た者	申請者との 続柄	事業等の内容	収 入 額		区 分
			収 入 額①		確定・推計・見込
			必要経費②		
			控除後収入額 ①－②		
			収 入 額①		確定・推計・見込
			必要経費②		
			控除後収入額 ①－②		
			収 入 額①		確定・推計・見込
			必要経費②		
			控除後収入額 ①－②		

※事業等の種類ごとにすべて記載してください。

4 仕送りによる収入（有・無）

仕送りを受けた者	申請者との続柄	仕送りした者	収 入 額	区 分
		住所		確定・推計・見込
		氏名		
		住所		確定・推計・見込
		氏名		

5 その他の収入（有・無）

収入を得た者	申請者との続柄	内 容	収 入 額	区 分
				確定・推計・見込
				確定・推計・見込
				確定・推計・見込
				確定・推計・見込

6 扶養の状況

他の世帯に属する市町村民税課税者の扶養親族に

☐ なっていない

☐ なっている

扶養者 住所 _____

氏名 _____ (続柄) _____

7 生計の状況

他の世帯に属する市町村民税課税者と生計を一に

☐ していない

☐ している

生計主体者 住所 _____

氏名 _____ (続柄) _____

記載上の注意

- ・収入金額が確定しているもの及び推計できるものは、その額を収入金額としてください。
- ・収入金額が未確定のものについては、申請日の属する月の前3カ月の平均月収に12を乗じて得た額を収入金額としてください。
- ・必要経費には収入を得るために必要な交通費、材料費、仕入代等の総額を記載してください。必要経費の算定が困難なときは、前年の事業による収入金額に占める必要経費相当額の割合を当該年の収入金額に乗じて得た額を必要経費相当額として記載してください。
- ・収入のうち証明書等のとれるもの（勤務先の源泉徴収票、給与証明書、給与明細書、年金等の源泉徴収票、支払通知書等）は、この申告書に必ず添付してください。（※源泉徴収票はコピーでも可。）

別記様式第2号（第4条関係）

資 産 申 告 書

年 月 日

後 志 広 域 連 合 長 様

住所

氏名

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産（有・無）

土地				延面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
	宅 地		有・無				
	田・畑・山林		有・無				
	その他		有・無				
建物	居 住 用	持 家 借家・借間 ※いずれかを○でかこむ					
	その他		有・無				

2 現金・預貯金・有価証券等

現 金	有・無	円			
預 貯 金	有・無	預 金 先	口座番号	口座氏名	預 金 金 額
有 価 証 券	有・無	種 類		額 面	評価概算額
生 命 保 険 そ の 他 の 保 険	有・無	契 約 先		契 約 額	保 険 料

記載上の注意

- (1) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んでください。土地については、借地等の場合も記入してください。
- (2) 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入してください。
 - ① 同じ種類の資産を複数保有している場合、そのすべてを記入してください。
 - ② 有価証券は、「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は、現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
- (3) 記入欄が足りない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上、添付してください。

収入及び資産の調査に関する同意書

介護保険料の減免の申請に伴い、必要があるときは、私及び私の世帯員の収入若しくは資産の状況につき保険者が関係する官公署に対し必要な資料提供を求め、又は各金融機関、信託会社その他の機関若しくは私の雇用主その他の関係人に報告を求めることを同意します。

年 月 日

後 志 広 域 連 合 長 様

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____